

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年7月13日認可した。

平成24年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）稲木地区
”	単独県費補助土地改良事業（貯水池改修事業）宝池地区